

トキと共生する里地づくりネットワーク協議会規約

1. 名 称

本協議会は、「トキと共生する里地づくりネットワーク協議会」（以下、「共生協議会」という。）と称する。

2. 目 的

トキと共生する里地づくりネットワーク協議会（以下「共生協議会」という。）は、本州においてトキが定着することを目標に、トキと共生する里地づくりを推進するため、トキと共生する里地づくりに取り組む地域及びその先進地である佐渡島を中心に、トキと共生する里地づくりを進める上での課題などについて、地域間で交流を図りながら検討、情報共有等を行い、円滑にトキが生息できる環境整備を進めることを目的として設置する。

3. 構 成

共生協議会は、環境省が「トキと共生する里地づくり取組地域」として公募・選定した「トキの野生復帰を目指す里地（A地域）」及び「トキとの共生を目指す里地（B地域）」の各地方公共団体、佐渡市、環境省をもって構成する。

なお、科学的見地からの検討や助言が必要な場合は、専門家をアドバイザーとして招へいできるものとし、構成員から申し出があった場合は、関係する機関をオブザーバーとして招集できるものとする。

4. 議 題

共生協議会において議題とする事項は、トキと共生する里地づくりに関する次の事項とする。

- ① トキの生息環境整備に関する事項
- ② トキを取り巻く社会環境整備に関する事項
- ③ トキと共生する里地づくりに取り組む地域間の交流・連携に関する事項
- ④ その他トキの野生復帰及びトキとの共生を図る上で必要と認められる事項

5. 会 議

会議の開催は、1年に1回以上の開催を基本とし、6. に掲げる事務局が招集する。

開催方法、開催地は事務局が構成員と相談の上決定する。

会議は、事務局が進行する。

なお、会議は原則、非公開とする。

6. 事務局

共生協議会の事務局は、環境省と佐渡市及びトキの野生復帰を目指す里地（A地域）の共同事務局とする。なお、佐渡市及びトキの野生復帰を目指す里地（A地域）は持ち回りとする。

7. その他

この規約は、構成員の発議により、共生協議会の合意を得て改正することができる。

8. 付 則

この規約は令和4年11月28日より施行する。